

安全保障とジェンダーに関する考察

——沖縄「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の事例から——

秋林こずえ

The present article explores the concept on peace and security put forward by Okinawa Women Act Against Military Violence, a peace movement initiative of women living in Okinawa, where the US military facilities located in Japan are highly concentrated. The author analyzes the movement as a feminist peace movement, as an endeavor to explore the interrelationship between sexism and militarism. Women in the OWAAMV movement have theorized their historical experience of violence against women by the US military personnel, and present a concept of “military violence,” a structural understanding of gender based violence by the military. From this perspective, they challenge the present militarized national security system by arguing that it violates basic human rights of people especially women and children and only creates insecurity.

The author argues that their concept on peace and security resonates with the analysis of feminist scholarship of peace studies and international relations, and poses a significant critique to an emerging concept of human security.

キーワード：沖縄、軍隊、ジェンダー、安全保障、平和

はじめに

2001年の「9.11」、その後の米国政府によるアフガニスタン攻撃、2003年になってからのイラク攻撃など、世界各地で武力紛争が激化している。日本社会を振り返ってみれば、政府が「自衛」のための日本の「軍隊」を、合州国政府が始めた戦争のために海外に派遣した。これが日本の安全保障政策における重要な転機となることは間違いないだろう。「9.11」という「同時多発テロ」によって世界は変わった、という言い方があるが、これは正確ではないだろう。「9.11」によって世界は変わったわけではない。「9.11」の前も後も、テロリズムや武力による抑圧に苦しむ人々は世界中に存在する。ただそれらについては「9.11」ほどの報道がなかったのである。今や唯一の超大国であり、圧倒的な軍事力による安全保障体制を誇る合州国で、その足元を大きく揺るがしたのが「9.11」であった。つまり「9.11」は、現在のグローバル安全保障体制が抱える問題、矛盾を表面化した、というのがより正確ではないだろうか。それでは、それらの問題についてより深く理解し、真の安全保障体制を構築するために、どのような考察を行うべきか。

本稿では、まず平和研究にジェンダーの視点を導入する意義について述べ、次に、沖縄「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」(Okinawa Women Act Against Military Violence、以下「行動する女たちの会」)の運動を分析する。それにより軍事的安全保障へのジェンダー分析の意義を明らかにすることを試みるものである¹。

平和研究は、社会の構造的変革を目指すという明確な方向性をもつ学問である(横山 1999)。そこでは暴力の克服のために、幅広い対象が学際的に研究されている。その中でもフェミニストの研究者は軍事主義、軍事化を問題視してきた。平和にとって軍事主義、軍事化は大きな障害である。軍事主義(militarism)とは、「国家安全保障」のために軍事力の行使を正当化し、軍事的価値、軍事政策によって安全な社会の秩序を保とうとすることである(Reardon 1996, p.14)。シンシア・エンローは、軍事への依存、軍隊によるコントロールが強まる軍事化(militarization)は、日々、進行する過程であると述べ、さらに、軍事化されたものは脱軍事化できる、つまり軍事化は不可逆ではないと希望を述べている(Enloe 2000, p.219)。そして、従来の平和研究、国際関係論における主流の研究にはジェンダーの視点が欠けていることを指摘した。それはまず、女性はどうなっているのか、という問いを立てることから始まり、そこからジェンダーの視点、つまり、社会的文化的に構築される性差をレンズにして、平和、暴力についての検討へと導くのである。

平和運動においても軍事的国家安全保障に対する疑問は提示されてきている。国家安全保障政策によって、日常生活における安全が顕著に脅かされる地域の人々による運動がそれである。それは例えば、沖縄で在日米軍基地の問題に取り組む人々であるだろう。ここでは、「安全保障」は軍備でしか守られないのか、それは誰のための安全保障なのか、が現実から厳しく問われているのである。

「行動する女たちの会」の女性たちは1990年代半ばから、外国軍隊の長期駐留下にある沖縄で、ジェンダーの視点から基地と軍隊を分析し軍事的安全保障批判を展開している。その運動は、沖縄だけでなく、日本国内、そして海外の運動ともつながり、安全保障の脱軍事化を訴えている。この「行動する女たちの会」の運動は現在の安全保障体制を検討する上で示唆に富むと考え、本稿で取り上げるものである。

1. 平和研究へのジェンダーの視点の導入

平和研究において、平和の概念はヨハン・ガルトゥング(Johan Galtung)の議論に依拠している。ガルトゥングは平和を暴力の対立概念、つまり、平和とは暴力の不在の状態と規定した。そして暴力を広義に捉えている。その定義は「可能性と現実とのあいだの、つまり実現可能であったものと現実に生じた結果とのあいだのギャップを生じさせた原因」である。そして暴力には、直接的な暴力だけでなく、貧困、差別など間接的な「構造的暴力(structural violence)」も含まれるとした(Galtung 1969)。この直接的暴力と間接的暴力、構造的暴力という分析は、暴力を社会構造の中で考えるという見方を確立することに寄与したといえよう。

しかしながら、この平和概念にジェンダーの視点が欠けていることを、フェミニストの平和研究者たちは指摘してきた。女性が歴史の記録から除外されてきたこと、そして平和研究においても同様な批判がされるべきだという主張の先駆けとしては、エリース・ボールディング(Eilse Boulding)が挙げられる(Boulding 1976)。また、バーギット・ブロックーウトネ(Birgit Brock-Utne)は、個人的暴力と理解されてきた「女性に対する暴力」を構造的暴力として認識するべきだと主張している(Brock

-Utne 1989)。

平和研究における女性の視点、ジェンダーの視点、フェミニストの視点の違いについて、インゲボルグ・ブレインス (Ingeborg Breines) らが次のように整理している。女性の視点とは主に女性の参加と平等を目標とするものである。ジェンダーの視点は、厳然たるジェンダー役割による影響について考察する。そしてフェミニストの視点は、男女平等を求めるフェミニズムを支持し、社会制度の多くが女性を抑圧しているのが現状であるという議論を認める視点と定義する、というものである (Breines et al. 1999, p.13)。

ここで問題にされるのは、フェミニストの視点を持つことにより家父長制の変革が追求されることである²。特に現在のグローバルな軍事的国家安全保障体制の根本にあるのは家父長制、つまり女性、あるいは権力へのアクセスがより少ないものを抑圧するシステムであることが指摘されている (Reardon 1993)。軍隊による女性に対する暴力はこの抑圧的な安全保障体制の表出である。軍事的国家安全保障は民衆 (people) の安全を保障しないばかりか、その安全を脅かす。なぜならそれは国家の安全を保障するためのシステムであり、力を持つものを守るための安全保障であるという議論を、フェミニストは推進してきた。

家父長制は、「男性らしさ・女性らしさ」というジェンダー規範の二元論によって支えられている。そしてフェミニスト国際関係論研究は、このジェンダー規範の二元論が現在の軍事化された安全保障体制を支えると主張する。J.アン・ティックナー (J. Ann Tickner) は現実主義パラダイムにおける安全保障とは、軍事的国家安全保障であると分析している。現実主義においてはジェンダー化された男らしさが国家の行動の規範となっており、それは自己保全にとどまるものではない。ゆえに国家安全保障は力に依拠するしかないという現実主義のパラダイムを、ティックナーはジェンダー二元論の反映であると分析している (Tickner 1992)。さらに、キャロル・コーン (Carol Cohn) によって軍事専門家の言説が高度にジェンダー化されているが明らかになっているが、これはティックナーらの議論をサポートするものである (Cohn 1990)。

女性による平和運動においても、家父長制度と軍事主義が同根であることを問題化する運動は続けられてきた。1915年に合州国で始まった Women's International League for Peace and Freedom (婦人国際平和自由連盟) は第一次世界大戦に反対して組織されたが、貧困など (構造的暴力) が戦争の根源であるとし、軍事主義を批判した。このような運動とジェンダーの視点を持つ平和研究との連帯は重要である。女性に対する暴力は個人の問題ではなく、社会構造の問題であり、ひいては構造的暴力として捉えるべきだ、というフェミニストの平和研究者の主張は国際的な女性運動と呼应してきた。それは1975年の国際女性年、女性差別撤廃条約 (Convention of Elimination of all Forms of Discrimination against Women, 1981年)、女性に対する暴力撤廃宣言 (Declaration on the Elimination of Violence against Women, 1993年) など、国連を中心とした女性たちの運動、国連文書などにも見られるものである。

しかし、軍隊による女性に対する暴力が公に問題として取り組まれてきた歴史は比較的浅い。東アジアでは、第二次大戦中に日本軍によるアジアの侵略とともに組織的な性奴隷制度として (いわゆる「従軍慰安婦制度」) 戦時性暴力が行われた。公式文書の不足などで正確な被害者数を示すのは非常に困難であるが、歴史研究者の努力により20万人の女性が日本やアジアの他の国、地域から性奴隷とされたであろうことは明らかになっている (吉見 1992)。戦時性暴力の不処罰の問題に取り組む女性の連帯運動と

して、女性国際戦犯法廷が2000年に東京で開催され、責任の所在を明らかにするという重要な成果を挙げている。この民衆法廷 (people's court) では、南北コリア、中国、フィリピン、台湾、オランダ、インドネシア、東ティモール、日本のそれぞれ検事団が提出した、被害者/サバイバーの証言を含む詳細な証拠を、国際法の専門家である4名の判事が当時の国際法に照らし、日本軍性奴隷制度の最高責任者が昭和天皇であり、有罪であるという判決を下した (VAWW-NET Japan 2002)。

この日本軍性奴隷制度の被害者/サバイバーが1991年に初めて韓国で名乗り出たことは、1990年初めにルワンダや旧ユーゴスラビアでの紛争で行われた女性に対する組織的戦時性暴力について女性たちが声をあげる力の源となった (ムラジェノビッチ 1998)。これらに対する女性たちの運動などにより戦争犯罪を裁く国際法廷で戦時下での性暴力が取り上げられた。また、1995年第4回世界女性会議 (以下、北京会議) で採択された「北京行動綱領 (Beijing Platform for Action)」では、12の重要問題領域の中に「武力紛争と女性」を取り上げ、武力紛争下での女性に対する暴力は戦争犯罪であると明言した。

家父長制と軍事主義の問題には「男らしさ」との関係の解明が試みられている。その点において、権力がどのように作用するかを理解するにはフェミニストの視点が欠かせないとエンローは論じている。つまり、フェミニストの視点をもつことにより、軍事主義によってもたらされる結果だけでなく、軍事化というプロセス、その原因を明らかにできるという議論である。さらに、軍事化を推進するのは「ある種の男らしさ」であると分析している (Enloe 2000)。

「男らしさ」の構築と軍事化の結びつきについては、帰還兵の証言などによってもより明らかにされているだろう。リチャード・モゼー (Richard Moser) によるベトナム戦争帰還兵のオーラルヒストリーによると、軍隊における社会化で中心的な役割を担う新兵訓練では、女らしさを卑下すること、そして男らしさを賛美することが制度化されているのだという。マチスモ、女性蔑視、同性愛に対する嫌悪、が理想であり、敵の「男らしさ」をつぶす武器になるというのである (Moser 1996)。

合州国において軍事基地が地域コミュニティ形成に与える影響について、ブラッグ基地 (Fort Bragg) があるノース・キャロライナ州ファイエットヴィル市を研究したキャサリン・ラッツ (Catherine Lutz) は、兵士による強かんが民間人による強かんよりも多いこと、ドメスティック・バイオレンスの発生率が兵士あるいは兵役の経験のある男性により高く発生していることを指摘している (Lutz 2001, p. 208)。2002年に特殊部隊の兵士3人を含むアフガニスタンからの帰還兵が、このブラッグ基地内で妻を殺害するという事件が4件続いた。ラッツはこの事件について、兵士が受ける訓練、特に特殊部隊での訓練における男らしさの優位性が、兵士による妻に対する暴力に現れていることを示唆している (Lutz and Elliston, 2002)。

日本においても、旧日本兵に対する最近の聞き取りやフェミニストカウンセラーによるカウンセリングから、兵士の社会化が「男らしさ」を基盤にしていたことが明らかになっている (池田2000; 井上2000)。

兵士による女性に対する暴力は、主に戦時下、武力紛争下での問題として取り上げられてきた。それをジェンダーの視点から分析することによって、軍隊における「男らしさ」「女らしさ」の構築が可視化されるようになり、また、「男らしさ」に優位性を持たせる家父長制という社会構造の問題を明らかにしてきたのである。

このような女性たちのトランスナショナルな運動の流れの中で、「行動する女たちの会」はどのように形成されてきたか、まず、その形成過程について述べる。

2. 「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の形成過程

1995年9月15日、北京の世界女性会議で採択された「行動綱領」には、12項目の重大問題領域がありますが、特にその中のD) 女性への暴力 E) 紛争 I) 人権 L) 少女の項目を、わたしたちの行動の重点課題として取り組みます。そこには紛争地における女性への性暴力は戦争犯罪として明記され、派遣される兵士は派遣国で人権侵害してはならないとも規定されています。50年余の長い間、沖縄では兵士によるあまりにも数多くの、あまりにも重大な人権侵害である女性や子どもへの構造的性暴力が起こってきました。もうこれ以上、軍隊の抑圧、差別、侵害を許すことは出来ません。気運を逃がさず、女たちは行動します。(「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」ミッション)

インタビューなどからは、「行動する女たちの会」の運動が顕在化するに至るまでの幾つかの要因が明らかになった。もちろん、これだけに限るものではないが、①様々な女性運動のネットワーク、②共同代表である那覇市市議員高里鈴代の選挙(1989年、1993年、1997年)、③国連第4回世界女性会議 NGO フォーラムへの参加とその準備、④1995年の米兵による小学生への性暴力事件、がそれらである。

すでに様々な活動をしていたメンバーは、これらと「行動する女たちの会」は連続した運動だと言う。例えば1980年代後半頃から問題にされる沖縄のリゾート開発に開発に反対する運動を女性の立場から展開した「リゾートを考える女性の会」、沖縄における日本軍性奴隷制度について「慰安所マップ」を作成した女性史研究グループ、沖縄について考える同人誌の編集、などである。

中でも80年に結成された「'80沖縄女たちの会」は、1985年にナイロビ(ケニア)で開かれた国連第3回女性会議の NGO フォーラム(以下、ナイロビ NGO フォーラム)へ参加し、沖縄の性産業と米軍基地について発表している。この活動は、その後、1985年から続いている「うないフェスティバル」の発足へとつながって行く。うないフェスティバルは「行動する女たちの会」につながるネットワーク形成において重要な役割を果たした。ラジオ沖縄のプロデューサーである源啓美は、ナイロビ NGO フォーラムの現地取材をする代わりに、その費用で参加者の報告も含めた女たちの祭り、「うない(姉妹の意)フェスティバル」を計画した。計画から運営まで全て女性によって行われた「うないフェスティバル」をラジオ沖縄は12時間中継放送した。「うないフェスティバル」は以降、毎年開催されている³。

また、共同代表である高里は1989年に最初に市議員に立候補しており、1993年、1997年、2001年と、2003年現在、連続して4期目を務めている⁴。高里の選挙活動は回を重ねるうちに、社会運動とは距離があると感じていたような女性たちが「行動する女たちの会」の運動、あるいは「行動する女たちの会」につながる運動に参加する機会となった。

組織として「行動する女たちの会」の基礎となったのは、北京会議への準備と参加である。1995年9月に北京で行われた国連の第4回世界女性会議(以下、北京会議)は、国連加盟国政府の会議である。それまでの女性会議(第一回メキシコ1975年、第2回コペンハーゲン1980年、第3回ナイロビ1985年)と同様に、並行して、NGO フォーラムが寧波で開かれ、約4000人が世界各国から参加した。1994年大田昌秀沖縄県知事(当時)のイニシアチブにより、沖縄からは NGO フォーラムの参加が企画された。一年間をかけてフォーラム参加の準備をし、71人が11のワークショップを行った。それぞれ、沖縄の女性たちが直面する性差別、暴力の問題についてをテーマとしていた⁵。その一つである「軍隊：その構造的暴

力と女性」は高里、キャロリン・フランシスら7人によるものであり、米兵による沖縄の女性・子どもに対する性暴力という問題を提起していた。そこでは、軍隊そのものが「構造的な暴力」——ここでは暴力を内蔵する制度——であり、軍隊による安全保障は、女性・子どもの安全を保障しないと主張したのである（NGO 北京実行委員会 1996）。先に挙げた「行動する女たちの会」のミッションの紹介に北京行動綱領からの引用があることから、寧波での NGO フォーラムが「行動する女たちの会」の形成に強い影響をもっていることがわかる。

「行動する女たちの会」発足につながる女性たちの意識は、この流れの中で形成されていった。そしてこの NGO フォーラムに参加していたときに、1995年9月4日に沖縄県北部で米兵が小学生の少女を強かんする事件が起こった。この性暴力事件に抗議する声明を発表したのが「北京実行委員会」である。その後、沖縄県では米軍基地に反対する運動が広がったことは日本国内でも報道されている。この1995年の事件が女性たちに与えた衝撃、女性たちの深い怒り、それが「行動する女たちの会」の運動の原動力となったことについて、共同代表である高里はこう述べている。「... 例えば『今回の暴行事件をきっかけに』と男たちがいう時に、女性の体を踏み台にしているような意識すら感じますね。私たちはそれをきっかけにしてるんじゃないかって、その被害を受けた少女も一緒に一歩前に行こうということで、その子を踏み台にしてやることでは絶対はない。」（高里 浦島 1996、p.15）

「行動する女たちの会」の一つの側面は、強い怒りの表現である。初代事務局長である桑江テル子もまた、怒りを明確に意識していたことについて言及している（桑江 1999）。もう我慢できない、もう沢山だ、という怒りの表現だ。つまり、怒りを表現する手段として女性たちは「行動する女たちの会」の活動を起こしたと言えよう。ジェンダー規範の社会化の過程で、女性は怒りの感情を、特に公の場で表さないことを学ぶ。「行動する女たちの会」はその規範に異議を唱え、その社会化を逆転させているのである。

「行動する女たちの会」は設立記者会見を1995年11月8日に行うことによって、会として発足しているが、1995年9月から発足にいたるまでの連続した活動を、「行動する女たちの会」という運動の開始時期と見るのが妥当であると思われる。1995年9月11日に「北京実行委員会」として、米兵による小学生への性暴力事件に抗議声明を発表した。その後、「島ぐるみ」と称される1995年10月21日の県民集会へと発展する端緒となる女性たちによる抗議集会を既存の女性団体と共に計画した⁶。そして「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の設立と同時に11月には12日間座り込みを行い、その間、外務省、総務庁へ抗議の申し入れをする東京行動などが展開されている。

また1995年10月には「強かん救援センターREICO」を立ち上げた。REICO (Rape Emergency Intervention Counseling Center Okinawa) は沖縄で初の民間強かん救援センターで、電話による相談を行っている。「行動する女たちの会」の女性たちにとっては積年の希望の実現であった。高里は、REICO の役割は、性暴力の被害者の話を聞くこと、そして「あなたは悪くなかった」をいうメッセージを発することだ、と言う（高里 浦島 1996）。実際に2001年6月に米兵による強かん事件が起こったときには、すぐに記者会見を開いて抗議声明を発表し、被害者に向かって、あなたが悪いのではない、という呼びかけを行った。そのメッセージによって被害者とコンタクトが取れ、裁判では被害者証言にビデオ・リンクとサポーターのシステムを導入することができた。

「行動する女たちの会」を紹介するウェブサイトではその活動を「①学習 ②情報の発信・交換 ③米兵のレイプ裁判傍聴 ④国内国外の女性たちとのネットワーク」(<http://www.space-yui.com/koudou>).

htm) とまとめている。

情報の発信に関しては、発足から約一年間に「行動する女たちの会」は日本中で100回近い講演活動を行い、またその後も、講演活動や、性暴力、武力紛争への抗議声明の発表などが行われている。

1996年2月には、アメリカ・ピース・キャラバンを行い、合州国市民との対話のために合州国を訪れた。このときに会った合州国の女性たちが中心となって1997年5月に沖縄で、米軍と女性・子供の人権をテーマに会議を開くこととなった。これが「東アジア・米国・プエルト・リコ軍事主義を許さない女性ネットワーク (East Asia-US-Puerto Rico Women's Network Against Militarism)」へと発展している⁷。

また、アメリカ・ピース・キャラバンを前に、沖縄における米兵による性犯罪を年表にするという作業が始められた。現在、この年表は第6版まで改訂が重ねられている（「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」）。この年表はまず、新聞記事など、公表されている情報を一覧にする形で作られた。この性犯罪の歴史についてメンバーの1人である宮城晴美は次のように述べている。

基地とフェンス一つ隔て、危険と隣り合わせの異常な生活によって、これまで女性・子どもがいかに犠牲になってきたか、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」では、軍隊による女性への犯罪を調査し続けている。軍隊が存在するゆえに犠牲になった女性たちが大勢いるにもかかわらず、日本復帰までの沖縄には、軍隊による女性への性犯罪の公的記録がない。復帰後にしても、強姦が「親告罪」のため、被害の実態がつかめず、「行動する会」は独自に調査をはじめたのである（宮城1999、p.10）。

この年表作りの意義は幾つかあるが、一つは地域の中で隠されてきた性犯罪を可視化することである。筆者が行ったメンバーへのインタビューでも、戦後の性暴力が頻繁であったことは経験として回顧されている。そして、それは地域社会でも語ってはいけないことであったことも、併せて述べられている⁸。しかし、性暴力の発生と被害者に対するスティグマも、終戦直後だけでなかったことを、1980年代半ば、高校生のときに米兵による性暴力の被害を受けた女性が証言している。沖縄県中部の嘉手納空軍基地の周辺に住んでいたこの女性は、性暴力事件の発生については公にならなくても警察官が地域巡回のときに若い女性のいる家庭に注意を促すのでわかってしまうこと、そして被害者が地域社会で負わされるスティグマや警察での扱いを考えると被害届を出せなかったことを述べている（現代の紛争下の女性に対する犯罪国際公聴会 2000）。このように、被害者に沈黙を強いる性暴力について、何らかの形で残っている記録をまず集めたことにより、年表は、隠されてきた性犯罪の歴史を明るみにしたのである。

氷山の一角とはいえ⁹、1945年に米軍が上陸してから連綿と続く米兵による性犯罪の歴史を見ると、「行動する女たちの会」にとって軍隊のジェンダー分析が必然であったことがわかる。「行動する女たちの会」は、基地をスペースとして捉えるだけでは、現状を正確に分析ができないと主張している。つまり、在沖米軍基地とは、土地を占領している存在というだけではなく、前線に配備されるアクティブな軍隊であることを理解しなければならないのである。その駐留を正当化するのは「安全保障」であるが、まさにその安全保障政策が、沖縄の女性の安全を脅かしている。この矛盾をより明らかにするのが、軍隊による女性に対する暴力というレンズを通して行われる「行動する女たち会」による軍事的国家安全保障の分析である。

3. 軍事的国家安全保障のジェンダー分析

理論は、現実の分析から生み出される。「行動する女たちの会」の女性たちは、自らの歴史的経験を理解するにあたり、従来の枠組みでは不十分であると考えたのである。そこで、ジェンダーの視点から「基地」を分析したのが、「軍隊：構造的暴力」という概念である。次にはこの分析についてより詳しく見ていくことにする。

「行動する女たちの会」の形成過程を見ると、メンバーが平和・安全保障を包括的に捉えている、つまり、安全保障とは日々の生活の安全な営みであると考えていることが明らかになっている。

NGO フォーラムでの「軍隊：構造的暴力と女性」ワークショップは、軍隊を構造的暴力である、と定義している。ここで使われている「構造的暴力」はガルトウングの「構造的暴力」とは全く別に、女性たちが創出した概念である。それは、軍隊は制度化された暴力であるという認識である。「行動する女たちの会」は、軍隊による女性に対する暴力 (military violence against women) は、軍事的国家安全保障制度においては不可避であると考えた。そしてまた軍事的安全保障は民衆の安全保障と矛盾していること明言している。そして、安全保障概念をジェンダーの視点から再定義し、脱軍事化の必要性を主張するのである。

メンバーへのインタビューでも、包括的な安全保障の概念についての言及がしばしば見られた。例えば宮里慶子は、自身が持つ安全保障は国家安全保障にとどまらないという。

私はかなり、ヒューマニティなんじゃないの？その意味での安全保障だと思ってる。戦争体験もあることだしね。人間の尊厳性を侵害されることについては、許してはならん、と。そうすると、戦争による安全保障は許されない。だから、イデオロギーで持ってこられると、とっても困る、って私は思う。あくまでも、社会正義、っていうとちょっと小さいかもね、宇宙正義、っていうか人類としての正義が当然行われなければならないというのが確固として私の中にある。だから、安全保障というと、国と国の間の問題って感じがするけど、子供たちのいじめ、人種差別、北が南を収奪、それも私の中では安全保障に入ってくる。だから、日本とアメリカだけの安全保障、そんなものでは理解したくないのね。もっと、いかなる不正義でも許したくない。じゃ、正義ってなに、ってなると、難しくなるから、そのときはその人の生きる尊厳性の侵害はいかなる形でも許されるものではない、と理解してるわけ。だから、国同士の取り合いなんてことじゃなくね。¹⁰

基地・軍隊によって侵害される女性の人権の確立を訴える女性たちの発言は、米軍基地反対運動の中で、基地問題、安全保障問題の矮小化だ、と男性から批判された、という (高里 浦島 1996)。平和研究、安全保障言説が男性に支配され、ジェンダーの視点が欠落していたというフェミニストが批判するその構造が、平和運動の中にも見られた、ということである。「行動する女たちの会」での安全保障概念もまた、その構造を批判するのである。安全保障言説が国家安全保障の枠組みでしか捉えられないがゆえに、国家による安全保障そのものによって脅かされる安全についての議論がここで提示されている。これは、民衆のための安全保障という、軍事的国家安全保障への対抗言説である。

また城間貴子は、日米安全保障は沖縄では、特に女性にとっては、日々の生きるか死ぬかの問題であることを強調する。その上で日本「本土」の研究者、運動家による安全保障の言説、また女性学の取組

みが不十分であった、と批判している。

女性が、安保、法、国家、国際法等にいなかった、というのが、安保条約と女性という視点をもてなかった、ということになるかもしれない。いまだに、日本に安保と女性ということがリアリティを持たなかったのしょうけれど。女性学も脆弱に見えるのね、沖縄から見ると。今の私たちが、世界システムの中で軍隊の理論と女性学の間を、男性が捉えられなかったように、国家、ということで、女性たちがフィットしなかった。やっとな、95年以降、安保そのものが、女性に関係している、ということ、私たちに生死を分けるほどのこと、より深く、女性を、子供を傷つけるものなんだ、ということ沖縄の中では、付きつけられた。沖縄の中では、95年以降、変わらざるを得なかった、大転換だった。¹¹

沖縄の女性にとって、安全保障概念のジェンダー分析は歴史的経験に根ざしたものである。特に1995年の性暴力事件以降は、その視点を決して排除させてはならないという女性たちの強い意志が、「行動する女たちの会」の運動を推し進めていったといえよう。

大城博美もまた、歴史的経験について触れている。そして軍隊が「構造的暴力」だ、という分析が可能であったのは、沖縄に米軍が駐留している歴史だけでなく、沖縄における旧日本軍の歴史があり、それらが連続していることに注目している。

現在も基地があるなかで、沖縄の女性はこういう目（米兵による性暴力）に遭ってるでしょ。米兵があらためて、沖縄戦でのことを裏付けてくれているのよ。沖縄戦は過去のものではなく、ずっと続いているのよ。沖縄だけが特別じゃない、世界で起こっていることでしょう。こういう思いをする人が世界中どこにでもあるんだから。それが、戦争状態じゃなくても起こるんだから。阪神大震災のときもレイプが起こっていったでしょ。そういう意味で言っても、女性に対する暴力がどんなところから起こってくるのか、っていうと、そこでも起こる。…平和じゃない状態っていうのは、飢餓であり、女性に対する暴力であり、ね。兵隊が殺すことができるようになるには、女性蔑視が必要、ってダグラス・ラミス¹²が言ってるでしょ。やっぱり、女性に対する差別があるんですよ。差別、っていうことがそういうことを作っていく。私が女性差別に気がついたときから、ずっと続いているわけよ。女性が生きづらい社会は平和じゃないな、と思うからね。¹³

第二次大戦中の日本軍による性暴力、戦後に占領が始まってからの米軍による性暴力という経験を、「行動する女たちの会」の女性たちは軍隊という組織の行動に至る当然の帰結だ、と分析しているのである。バルカン半島やルワンダなどにおける戦時性暴力などが、国際的な女性たちの運動によって明らかになったことはすでに述べた。これらは「行動する女たちの会」の女性たちが military violence と名前を付けた現象である。なぜ武力紛争には女性に対する暴力がつきものなのか。「行動する女たちの会」の女性たちは、紛争下ではないが外国軍隊が駐留するコミュニティで生きてきた経験から、軍隊とは暴力を行使するための組織であることを忘れてはならないと主張する。「行動する女たちの会」の運動は、この軍隊という組織をジェンダーの視点から分析したものである。そこからは、軍隊を構成する兵士が人を殺せるように訓練される過程には女性差別が組み込まれている、という指摘がなされてきた。「行動す

る女たちの会」が重要な問題点の一つとして挙げるのは、沖縄に駐留する米軍における海兵隊の比率が高いことである。なぜなら、陸軍、海軍、空軍、そして海兵隊という米軍の四軍の中でも、海兵隊は前線で白兵戦に従事するための激しい訓練を日常的に行っているからである。その訓練で蓄積された、あるいはその訓練に内在する暴力、女性と女らしさに対する卑下の上に成り立つ「覇権的な男らしさ」(Connell 1995) が、女性に対する暴力として、沖縄の女性たちに向けられる。さらに、「行動する女たちの会」は、この制度化された暴力を可能にするのが、「平時」における女性差別ではないかという仮説を立てている。

そしてその上で、軍事的国家安全保障ではなく、女性や子どもの安全を保障する民衆の安全保障へと、現在の安全保障体制の転換を訴えているのである。ここで追求されるべき民衆の安全保障は、国家安全保障の枠組みでは達成し得ないと金城香は述べている。

自分の理解は、人々の側の安全は作れる、国家の側のつながりじゃなくて、オルタナティブな人と人とのつながりを作る、っていうような。そこで、女性は何をできるか、を今は考えるよね。…そのときに女性たちはどうつながるか。そして、女性ってというのは、軍隊・基地だけじゃなく、いろんな女性が抱える問題を通してつながっていきけるんじゃないか、と思う。¹⁴

また、仲里祐子は、ジェンダーの視点を持つことは、家父長制における「覇権的男らしさ」に支配される男性の解放でもあることを捉えている。つまり二元論のジェンダー規範の脱構築である。

女性が運動するようになって、大きな運動の発端になって、男性の生き方をもういちど問い直す、問題提起になって。つまり、男性だけがハッピー、とはなり得ないし、女性だけがハッピーともなり得ないし、わけない、いろんな関係というのが、総合的にお互いに理解しあって、という世界じゃないと、人間というのは楽しく生きていけないんだ、というのが、やっていくうちに少しずつわかって。¹⁵

こうした軍事的国家安全保障体制のジェンダー分析は、軍事的国家安全保障そのものの矛盾を突いているものである。ゆえに、「行動する女たちの会」は、望ましい安全保障は、女性、子どもの人権の尊重、そしてジェンダー規範の脱構築、そして脱軍事化によって達成される、と主張しているのである。

それは、家父長制度を構造的暴力と捉え、それを支えるジェンダー規範の二元論が平和の達成を阻害する、という批判をしたフェミニストの研究者の分析と一致するものである。

おわりに

軍事的国家安全保障への批判は、それほど新しいものではない。人々の安寧よりも「国益」が優先される政策に対する批判はすでに1980年代から見られるものである(例えば、Johansen 1980)。しかし、大きな潮流の変化は、1994年に国連開発計画の年次報告書「人間開発報告」が「人間の安全保障 Human Security」をテーマにしたことにあると言えよう(United Nations Development Program 1994)。これによって軍事的国家安全保障に殆ど占有されていた安全保障言説に、オルタナティブな言説が参入

することとなった。この「人間の安全保障」は、主に国連主導で、そして日本政府の強い協力の下で進められてきた。2001年には元国連難民高等弁務官である緒方貞子とノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センを共同議長として、「人間の安全保障」委員会（Commission on Human Security）が発足した。そして2003年に報告書が発表されている。

委員会が発足してから、平和研究、国際関係論はもとより、様々な分野で「人間の安全保障」についての議論が展開されてきた。また平和運動においても、国連や加盟国政府による安全保障政策の転換に対する期待が持たれた。一つは、1994年の「人間開発報告」に、軍事的国家安全保障が、民衆の安全保障を脅かすことが明記されたことから、軍事的国家安全保障は、国家を守るのであり、民衆を守るのではないことが政策レベルで認められるのではないかと、という期待であった。

V. スパイク・ピーターソン（V. Spike Peterson）がジェンダーの視点から軍事的国家安全保障について分析しているように、軍事的国家安全保障の枠組みは、安全保障を提供する主体（protector）と安全を保障される客体（protected）という二元論に基づいている（Peterson 1992）。その枠組みでは、弱い立場にあるものは常に保護を供与されるのであり、個々の人間の行為主体性、安全保障を自ら定義することは認められない。

「人間の安全保障」委員会でも当初、安全が保障されない人々をどう保護するか、という議論が中心にされてきたが、報告書では「保護 protection」のみからから一歩進んで、「保護」と「エンパワーメント empowerment」が人間の安全保障のキーワードとして挙げられている（Commission on Human Security 2003）。

しかし、民衆は何から保護されるのか。保護の根拠として「人々や社会が自らの力ではどうにもならない原因」がある、とされて挙げられているのは、「金融危機、暴力を伴う紛争、慢性化した貧困、テロ攻撃、HIV エイズ、保健サービスへの投資不足、水不足、遠隔地にある汚染源による環境破壊など」である（Commission on Human Security 2003, p.11）。これらは平和研究でいう「構造的暴力」、つまり、「避けうる害 avoidable harm」であることがすでに長く認識されているものが殆どだ。ここで問題にされるべきは、これらの暴力が何によって生み出されているか、である。それは軍事的国家安全保障そのものが生み出していることをジェンダーの視点を持つ平和運動、平和研究は分析し、この制度の変革を求めているのである。

報告書の日本語版で「能力強化」という訳語が当てられている「エンパワーメント」についても、ジェンダーの視点による平和運動の主張が反映されているとは言い難い。「行動する女たちの会」は、ジェンダーの視点から、望ましい安全保障についてのビジョンを示している。と同時に、ジェンダー規範によって排除されてきた女性たちが行為主体となることを目指しているのである。

「行動する女たちの会」の理論と運動は、平和と安全保障の概念を再構築するべく、ジェンダー分析というツールを提示した。「行動する女たちの会」の運動は、現在でも発展しつづけており、また沖縄の在日米軍基地、グローバルな安全保障をめぐる状況も、刻々と変化している。同時に、ジェンダーの視点から武力紛争、軍事的国家安全保障に取り組む運動や研究も増えてきている。今後、この研究分野における課題は多いが、「行動する女たちの会」の仮説である軍隊の訓練と性暴力についてのより実証的な研究とそれによって家父長制と軍事主義の相互作用をさらに明らかにすること、そしてより広く、トランスナショナルなジェンダーの視点からの運動と連帯していく可能性を探ることが挙げられるであろう。

（あきばやし・こずえ／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究機関研究員）

掲載決定日：2003（平成15）年12月8日

1. 本稿は、筆者が1996年から行っている参与調査によって収集されたデータに基づくものである。なお、本文におけるインタビューへの回答者の姓名は仮名としてある。
2. 家父長制とは、もともとは文字通りには家父長による一家の支配を指すものであるが、平和研究においては少数のエリート男性が他を支配するシステムと定義されよう。
3. ラジオ沖縄が共催していたのは1995年まで。
4. 高里が市会議員に立候補したいきさつ等に関しては笹倉、中嶋、菅原（1990）を参照。
5. ここでは6つのテーマのもとに11のワークショップを開催した。
6. 1995年9月23日「子供たち女たち島ぐるみ集会」
7. 拙稿「『安全保障』再定義を目指す女性の連帯—東アジア/米国/プエルトリコ軍事主義を許さない女性ネットワーク」『女たちの21世紀』33号（2003）：pp.46-49。「安全保障の再定義を目指す女性の連帯—東アジア—米国—プエルトリコ軍事主義を許さない女性ネットワーク」『アソシエ』Vol.11（2003）：pp.172-178。参照。
8. インタビュー（1999年11月25日）
9. REICOにも関わっている精神科医の竹下小夜子がカウンセリングをした性暴力の被害者112名のうち被害届を出したのは8名だったという（竹下、1999年）
10. インタビュー（1999年9月13日）
11. インタビュー（1999年12月3日）
12. 政治学者
13. インタビュー（1999年11月15日）
14. インタビュー（1999年9月25日）
15. インタビュー（1999年11月25日）

参考文献

- Boulding, Elise. *The Underside of History: A View of Women through Time*. Boulder: Westview Press, 1976.
- Breines, Ingeborg, Dorota Gierycz and Betty Reardon. eds. *Towards a Women's Agenda for a Culture of Peace*. Paris: UNESCO, 1999.
- Brock-Utne, Birgit. *Feminist Perspectives on Peace and Peace Education*. New York: Pergamon Press, 1989.
- Commission on Human Security. *Human Security Now*. 2003. (人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題 人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、2003年)。
- Connell, Robert W. *Masculinities: Knowledge, Power and Social Change*. Berkley: University of California Press, 1995.
- Cohn, Carol. "Clean Bombs and Clean Language". In Jean B. Elshtain and Shiela Tobias eds. *Women, Militarism and War*. Totowa: Rowman & Littlefield, 1990.
- Enloe, Cynthia. *Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women's Lives*. Berkeley: University of California Press, 2000.
- Galtung, Johan. "Violence, Peace and Peace Research". *Journal of Peace Research* 6: 3. (1969)
- 「現代の紛争下の女性に対する犯罪国際公聴会 証言集」2000年。
- 井上摩耶子「旧日本軍兵士の加害意識」VAWW-NET Japan 編『加害の精神構造と戦後責任 日本軍性奴隷制度を裁く2000年女性国際戦犯法廷の記録 Vol.2』緑風出版、2000年。
- 池田恵理子「旧日本軍兵士の性行動」旧日本軍兵士の加害意識」VAWW-NET Japan 編『加害の精神構造と戦後責任 日本軍性奴隷制度を裁く2000年女性国際戦犯法廷の記録 Vol.2』緑風出版、2000年。

- Johansen, Robert. *The National Interest and the Human Interest: An Analysis of U.S. Foreign Policy*. Princeton: Princeton University Press, 1980.
- 「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」「沖縄・米兵による女性への性犯罪（1945年4月～2001年6月）第6版」2002年。
- 桑江テル子『沖縄からの告発 うないとして、人間として』ゆい出版、1999年。
- Lutz, Catherine. *Homefront: a Military City and the American Twentieth Century*. Boston: Beacon Press, 2001.
- Lutz, Catherine, and Jon. Elliston. "Hidden Horror". in *The Nation*. October, 14. 2002. pp.18-20.
- ムラジェノビッチ、レパ「異なることに関する倫理—戦争を生き延びた女性たちとともに」『「戦争と女性への暴力」国際会議資料集』第2巻（1998）: pp.123-124.
- 宮城晴美「沖縄の米軍と性犯罪」『季刊 戦争責任研究』第24号（1999）: pp.10-17。
- Moser, R. *The New Winter Soldiers: GI and Veteran Dissent during the Vietnam Era*. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 1996.
- 岡本三夫「平和学の起源とその構想」岡本三夫、横山正樹編『平和学の現在』法律文化社、1999年。
- Peterson, Spike V. "Security and Sovereign States: What is at Stake in Taking Feminism Seriously?" In V. Spike Peterson ed. *Gendered States: Feminist (Re)Visions of International Relations Theory*. Boulder and London: Lynne Rienner, 1992.
- Reardon, Betty A. *Women and Peace: Feminist Vision of Global Security*. New York: State University New York Press, 1993.
- . *Sexism and the War System*. New York: Syracuse University Press, 1996.
- 笹倉尚子、中嶋里美、菅原和子『女が政治を変える 議員になって世の中を変えよう！』新泉社、1990年。
- 高里鈴代、浦島悦子「基地と女性の人権」『インパクション』No.95（1996）: pp.14-26.
- 竹下小夜子『性 to 生 ジェンダーのはざまから』沖縄タイムス社、1998年。
- Tickner, J. Ann. *Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security*. New York: Columbia University Press, 1992.
- United Nations Development Program. *Human Development Report: New Dimensions of Human Security*. 1994.
- VAWW-NET Japan 『女性国際戦犯法廷の全記録 II』緑風出版、2002年。
- 横山正樹 岡本三夫、横山正樹編『平和学の現在』法律文化社、1999年。
- 吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992年。